

加須市議会基本条例 検証結果報告書

令和6年3月

加 須 市 議 会

目 次

1	はじめに	1
2	検証方法について	2
3	検証結果	2

1 はじめに

加須市議会議会運営委員会では、平成30年7月に制定した加須市議会の最高規範である加須市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、当条例第32条第2項の規定に基づき検証を行った。

当条例の前文には、「加須市議会は、地方自治の本旨の実現を目指し、市民の意思にそった自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに加須市議会の運営及び加須市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、この条例を制定する。」としている。

また、第1条の目的には、「地方自治の本旨に基づく市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」としている。

本委員会は、「加須市議会基本条例に係る検証実施要領」を定め、条例に規定された各条文がその目的に合致しているか、各委員が活発な意見交換を行い、必要に応じて会派に持ち帰り熟議を重ね、委員全員の総意として検証を行った。

2 検証方法

本委員会における検証については、「加須市議会基本条例に係る検証実施要領」に基づき、検証を行ったものである。

(1) 検証体制

①議会運営委員会 7名

委員長 関口孝夫

副委員長 大内清心

委員 齋藤理史、原田 悟、新井好一、佐伯由恵、山下雄希

②議長 小坂 裕

※議長については、オブザーバーとして会議に出席

(2) 検証の進め方

- ① 全33条について、1条ずつ検証を行った。
- ② 検証に際しては、その検証の内容や理由等を記載した。
- ③ 検証については、検証結果表（P3～P9）により行った。

(3) 検証結果の公表

市HPや議会だよりへの掲載

本委員会における検証の結果については、市のホームページや市議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図るものとする。

なお、必要に応じて、議会報告会等を活用し、直接市民の意見を聞くものとする。

3 検証結果

第8条（市民参加及び市民との連携）において、「市民」の中に高校生も含まれることから、この条項については現行どおりとし、条例の改正は行わないこととした。

また、第13条（市民との意見交換及び議会報告）において、市民との意見交換会や議会報告会については、年度ごとに開催方法、回数、内容、対象者等を検討するため、この条項については現行どおりとし、条例の改正は行わないこととした。

《検証内容、理由等》

選挙権の年齢が満18歳以上になったことから、高校生との交流も必要になってくるため、第16条に「高校生」という文言を追加したらどうかとの意見があった。

また、過去の市民との意見交換会で市民の方からいただいた意見に応えるためにも、意見交換会の開催回数を増やしてはどうかとの意見があった。

検 証 結 果 表

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
前 文	—	検証の対象外	無	—
第 1 条	目的	検証の対象外	無	—
第 2 条	定義	検証の対象外	無	—
第 3 条	基本理念	検証の対象外	無	—
第 4 条	定例会	定例会の回数について定めているものであり、この条は適正である。	無	—
第 5 条	議会運営の原則	議会運営の原則について定めているものであり、この条は適	無	—
第 6 条	議員活動の原則	議員活動の原則について定めているものであり、この条は適正である。	無	—
第 7 条	議会の透明性の確保	市民への積極的な議会情報の提供は必要であることから、この条は適正である。	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
第 8 条	市民参加 及び市民 との連携	市民参加及び市民との連携について定めているものであり、この条は適正である。	無	—
第 9 条	共生社会 の推進	議会がバリアフリーへの配慮等共生社会の実現に努めることは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 10 条	広聴広報 活動の充 実	議会が市議会モニター制度の活用等をはじめとする広聴広報活動の充実を図ることは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 11 条	公聴会制 度等の活 用	議会が公聴会制度等を活用し、市民の専門的識見等を議会の討議に反映させることは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 12 条	請願及び 陳情にお ける意見 聴取	議会が審議において請願者等の意見を聴くことは必要であることから、この条は適正である。	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
第 13 条	市民との 意見交換 及び議会 報告	過去の市民との意見交換会で市民の方からいただいた意見に応えるためにも、意見交換会の開催回数を増やしてはどうかとの意見があった。 上記については、年度ごとに開催方法、回数、内容、対象者等を検討するため、この条項については現行どおりとし、条例の改正は行わないこととする。	無	—
第 14 条	政策討論 等の実施	議員が積極的に政策討論を行い、議論を尽くすことは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 15 条	議員研修 の充実強化	議会が議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、議員研修の充実強化は必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 16 条	大学との 連携、専 門的知見 の活用	選挙権の年齢が満 18 歳以上になったことから、高校生との交流も必要になってくるため、第 16 条に「高校生」という文言を追加したらどうかとの意見があった。 第 8 条において、「市民」の中に高校生も含まれ	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
		ることから、この条項については現行どおりとし、条例の改正は行わないこととする。		
第 17 条	附属機関 の設置	議会が議会活動に関する審査等必要な場合に、附属機関を置くことができることは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 18 条	会派の役割	会派が政策立案等について積極的に調査研究を行うことは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 19 条	政務活動 費	会派が政策立案等を行うため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うことなどは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 20 条	議会事務局の機能 強化	議会事務局職員が議会の政策形成機能及び監視機能の支援に努めることは必要であることから、この条は適正である。	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
第 21 条	議会図書 室の充実	議会が議員の調査研究等 のため議会図書室の充実強 化に努めることは必要であ ることから、この条は適正 である。	無	—
第 22 条	政治倫理	議員が市民全体の代表者 として常に良心と高い倫理 性をもって職務に精励する ことは必要であることか ら、この条は適正である。	無	—
第 23 条	議決事件	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により定められた 議会の議決すべき事件は適 切であることから、この条 は適正である。	無	—
第 24 条	質問等の 論点の明 確化	議員が質疑等において論 点を明確にするため一問一 答方式を既に取り入れており、 今後も必要であること から、この条は適正であ る。	無	—
第 25 条	議会審議 における 論点情報 の形成	議員が提出される新規の 施策等について議会審議に おける論点情報を形成する ため必要な資料の提出を求 めることは必要であること から、この条は適正であ る。	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
第 26 条	文書質問	委員会が議会閉会中に市長等に対し議長を通じて文書により質問を行い、文書による回答を求めること等は必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 27 条	災害時における議会の対応	議会が加須市議会業務継続計画に基づき議会業務を維持継続し、市民の代表機関としての責務を果たすことは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 28 条	議会予算の確保	議会が議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めることは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 29 条	議員定数	議員の定数を市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保並びに議会改革の推進による議会力の向上を考慮して定めることなどは必要であることから、この条は適正である。	無	—
第 30 条	議員報酬	議員報酬の根拠について定めたものであり、この条は適正である。	無	—

条	項 目	検証内容、理由等	条 例 改正等	改正内容
第 31 条	一般選挙 後の条例 研修	議会が議員の任期の開始 ごとに基本条例の研修を全 議員に対して実施し、議員 活動の認識を共有すること は必要であることから、こ の条は適正である。	無	—
第 32 条	条例評価 と見直し 手続	議会が議会改革の継続的 な取組を進めるため、基本 条例に基づく活動について 評価を行うことは必要であ ることから、この条は適正 である。	無	—
第 33 条	最高規範 性	検証の対象外	無	—

4 参考資料

○加須市議会基本条例に係る検証実施要領

加須市議会基本条例に係る検証実施要領

本要領は、加須市議会基本条例第32条第2項の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかを確認するため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする。

1 検証の方法等について

(1) 検証体制

議員（会派）ごとに検証し、議会運営委員会が検証結果をとりまとめる。

(2) 検証の進め方

① 全33条について、1条ずつ検証を行うものとする。

② 検証に際しては、その検証の内容や理由等を記載するものとする。

③ 検証については、別添の検証結果表により行うこととする。

2 検証結果の公表について

検証の結果については、市のホームページや市議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図るものとする。

なお、必要に応じて、議会報告会等を活用し、直接市民の意見を聞くものとする。

3 その他

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会等の場で行うものとする。

○加須市議会運営委員名簿

職 名	委 員 名	備 考
委 員 長	関口 孝夫	
副委員長	大内 清心	
委 員	齋藤 理史	
委 員	原田 悟	
委 員	新井 好一	
委 員	佐伯 由恵	
委 員	山下 雄希	
オブザーバー	小坂 裕	議 長